

理事会規程

(目的)

第 1 条 学校法人昭和女子大学（以下「法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 4 2 条の規定に基づき、寄附行為施行細則として、この規程を定める。

(招集)

第 2 条 理事長は、理事会を随時、招集し、その議長となる。但し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長又は常務理事が代行する。

(定足数)

第 3 条 理事会は、理事をもって構成し、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

(構成員以外の出席)

第 4 条 理事長が必要と認めるときは、学園本部の部長、その他の教員及び職員（以下、総称して「教職員」という。）を理事会に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(議決)

第 5 条 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決し、可否同数のときは理事長が決する。但し、寄附行為により別段の定めのある事項については、その定めに従う。

(審議事項)

第 6 条 理事会は、次の事項を審議する。

- 一 経営の基本方針に関する事項
- 二 法人の財産に関する事項
- 三 収入支出、予算・事業計画、決算・事業実績、寄附及び借入金等、経理に関する事項
- 四 学校運営に関する重要事項
- 五 法人の事業に関する重要事項
- 六 校地、校舎等の土地建物に関する事項
- 七 教育及び研究上の施設設備に関する事項
- 八 重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- 九 教職員の採用、役職者の任免、表彰、懲戒、解職等人事に関する事項
- 十 教職員の給与、服務及び厚生福利に関する事項
- 十一 その他理事会において必要と認める事項

2 次の各号に該当する審議事項は、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を要し、該当しない審議事項は、前条の規定に従う。

- 一 予算、借入金、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受に関する事項
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 三 予算
- 四 法人の解散
- 五 法人の解散に伴う残余財産の処分
- 六 寄附行為の変更

3 前項各号に該当しない事項に限り、審議を常勤役員会に委任することができる。但し、決算に関する

事項は、その限りでない。

4 役員解任に限り、理事総数の4分の3以上の議決を要する。

(開催通知)

第7条 理事長は、理事会に付議する議案をあらかじめ全理事に書面をもって通知する。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(臨時招集)

第8条 理事総数の3分の2以上の請求があるとき、理事長は、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事の定年)

第9条 理事の定年は、別に内規で定める。

(理事の主管職務)

第10条 理事の主管職務及び主管職務に該当する理事(主管理事)の氏名及び細目は、別に内規で定める。

2 その職務遂行上の構成人員は単独又は複数など、必要に応じて配置する。但し、主管職務及びその内容は、必要に応じて変更できるものとする。

(幹事)

第11条 理事会の事務処理のため、幹事1人を置く。

2 幹事は、学園本部の部長のうちから理事長が選任する。

附 則

この規程は、昭和39年 4月 1日に制定し、施行する。

2 この規程は、平成 8年 4月 1日に改定し、施行する。

3 この規程は、平成15年10月 1日に改定し、施行する。

4 この規程は、平成19年 2月15日に改定し、施行する。〔審議事項・担当職務の増補、その他〕

5 この規程は、平成24年 9月1日から施行する。〔経営協議会を常勤役員会に変更〕

6 この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

〔第2条第1号「予算、借入金」に変更。第10条変更(「担当職務」から「主管職務」への変更その他)〕